

イープラネット日本語学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、我が国で高等教育を受けようとする外国人留学生に対し、日本語、日本文化の教育を行うと共に、大学、専門学校等への進学を支援することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は「イープラネット日本語学院」という。

(位置)

第3条 本学は、大阪府大阪市城東区今福南1丁目4番地24号に置く。

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・就業期間及び収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	入学時期	修業期間	収容定員	クラス数
進学2年コース	4月	2年	120	6クラス
進学1年半コース	10月	1年6か月	30	2クラス
合計			150名	8クラス

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

《4月生》

- (1) 第1学期 4月中旬から 9月下旬まで (20週間)
- (2) 第2学期 10月上旬から 3月中旬まで (20週間)

《10月生》

- (1) 第1学期 10月上旬から 3月中旬まで (20週間)
- (2) 第2学期 4月中旬から 9月下旬まで (20週間)

(休業日)

第7条 本学の休業日は、以下のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業— 8月上旬～8月中旬
- (4) 秋季休業— 9月下旬～10月上旬
- (5) 冬季休業— 12月下旬～1月上旬
- (6) 春季休業—3月下旬～4月上旬

なお、(3)並びに(6)の期間については、当該年度の学年暦において定める。

2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の

規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が別に定める。

第3章 教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時間数は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、ここにいう授業時間数の1単位時間は、45分とする。

	履修科目		授業週 数	1週当たり 授業時間数	授業時間数 合計	授業概要
	進学2年 コース	進学1年 半コース				
初級 I	○		10週	20時間 (5日)	200時間	日本語能力試験N5～N4 (別途表参照)
初級 II	○		10週	20時間 (5日)	200時間	日本語能力試験N4レベル (別途表参照)
中級 I	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	日本語能力試験N3前半 EJU100点レベル (別途表参照)
中級 II	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	日本語能力試験N3後半 EJU160点レベル (別途表参照)

中上級 I	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	日本語能力試験N3～N2 EJU200 点レベル (別途表参照)
中上級 II	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	日本語能力試験N2 EJU230 点レベル (別途表参照)
上級 I	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	N2 合格レベル、EJU250 点レベル (別途表参照)
上級 II	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	(別途表参照)

日本語能力試験N5 ～N4	ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な文法(N4レベル)で書かれた文章を読んで理解することができるようになる。日常生活でよく見かける漢字 200 字程度の読み書きができる。教室内や身の回りなど、日常生活の中でもよくあう場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができるようになる。
日本語能力試験N4 レベル	初級Ⅰの基礎の上に文法や語彙をさらに拡充し、物事をより詳しく説明したり、話者の気持ちをより細やかに伝えたりする表現を用いてコミュニケーションができるようになる。日常生活でよく見かける漢字 400 字程度の読み書きができる。教室内や身の回りなど、日常生活の中でもよくあう場面で、ややゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができるようになる。
日本語能力試験N3 前半 EJU100 点レ ベル	初級の内容が定着した上でN3文法・文型を理解できるようになる。基本的な語彙の習得、日常生活でよく使用される漢字 500 字程度の読み書きがだいたいできるようになる。日常的な場面でまとまりのある会話を聞いて、言い換え表現を与えられれば理解できるようになる。日常的な話題について書かれた具体的な文章を読んで時間をかけなければ理解できるようになる。
日本語能力試験N3 後半 EJU160 点レ ベル	初級の内容が定着した上でN3文法・文型を理解できるようになる。基本的な語彙の習得、漢字 500 字程度の読み書きができるようになる。日常的な場面でやや自然に近いスピードのまとまりある会話を聞いて、ほぼ理解できるようになる。日常的な話題について書かれた具体的な難易度がやや高い文章を読んで要旨を理解できるようになる。

日本語能力試験N3 ～N2 EJU200 点レベル	初級の内容が定着した上でN2文法・文型を半分以上理解できるようにする。日常生活でよく使用される漢字750字程度の読み書きができるようになる。日常的な場面で自然に近いスピードでまとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容を把握できるようにする。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができるようになる。
日本語能力試験N2 EJU230 点レベル	初級の内容が定着した上でN2合格を目指す。日常生活でよく使用される漢字750字程度の読み書きができるようになる。日常的な場面で自然に近いスピードでまとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容を把握できるようになる。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができるようになる。
N2 合格レベル、EJU 250 点レベル	N2文法・文型を完ぺきに理解できるようになる。学習者が日本社会で出会う出来事、直面するような場面でより高度な文法・語彙を習得し、滑らかな日本語力を身につける。日常生活でよく見かける漢字1000字程度の読み書きができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができるようになる。
	進学先で授業に参加するための日本語を身に付ける。幅広い場面で使われる、複雑で抽象的な日本語を理解できるようになる。言葉を探さずに自分の意見や考えを話したり書いたりすることができるようになる。慣用句やことわざ、類義語の使い分けができるようになる。漢字1700字程度の読み書きができる。

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、各学期末に行う学期末試験の結果から判断し、5段階(ABCDE)評価とする。

(教職員組織)

第11条 本学には次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 4名以上 (うち専任1名以上/主任教員は除く)
- (4) 事務職員 2名以上

2. 前項のほか、必要な契約職員を置くことができる。
3. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
4. 校長は各学期に最低1回以上の教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学生の習得状況・生活状況等を検討する。
5. 主任教員は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。
6. 各クラスの担任教師はそのクラスの他の教師と、学生の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。
7. 初任教師は一定期間の研修を受け、本学のクラス運営、ファイリング、教授法等の説明を受け、それを励行するものとする。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 原則として、在留資格「留学」により本学に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくは、それに準ずる課程を修了している者、又は修了する見込みのある者
- (2) 年齢が18才以上の者(削除?)
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける財政保証兼身元保証人を有する者
- (5) 進学2年コースは日本語を150時間以上履修し、A1(N5)ベル相当の日本語能力がある者。

進学1年半コースは300時間以上履修し、A1(N4)レベル相当の日本語能力がある者とする。

2. 前項の条件に限らず、出入国在留管理庁より在留資格に問題がないと認められた者は、

校長は入学を許可することができるものとする。

(入学時期)

第13条 本学への入学は年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続)

第14条 本学への入学手続は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 本学は前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学許可者に対して必要な手続を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、申請学期の入学手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 16 条 期間の途中で、退学する者は、その事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

(修了及び卒業の認定)

第 17 条 校長は、前号で定められた各学期について第 10 条に定める学習評価を行い、総合して一定の評価を受けた者に対して当該コースの修了を認定する。

2. 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授受し、本学が定める一定の履修を終えた者に対して、受講証を発行する。

(褒賞)

第 18 条 校長は、学習及び学習態度が優秀かつ模範的な者に対して、その最優秀者に褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 19 条 学生が、本学の学則その他本学の定める諸規則を守れず、その本分にもとる行為が

あつたときには、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、及び退学の2種とする。

3. 前項の退学は、次の各号のいずれに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が不良な者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者
- (5) 授業料その他の納付金の納付を怠り、請求を催促しても納付しないも者
- (6) 日本の法律に反した者

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第20条 本学進学コースの学生納付金は、次のとおりとする。

注:税率は、その支払い年月の日本の法令に遵守するものとする。

コース名		選考料	入学金	授業料	教材費等	施設費	小計(税抜)	合計(税込)
進学 2年コース	1 年 目	20,000 円	50,000 円	600,000 円	50,000 円	20,000 円	740,000 円	814,000 円
	2 年 目			600,000 円	50,000 円	20,000 円	670,000 円	737,000 円
進学 1年半コース	1 年 目	20,000 円	50,000 円	600,000 円	50,000 円	20,000 円	740,000 円	814,000 円
	2 年 目			300,000 円	25,000 円	10,000 円	335,000 円	368,500 円

(納入)

第21条 学生が本学に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替え、あるいは免除は行わないものとする。

3. いかなる学生でも休学した場合、授業料の振替え、免除は行わないものとする。

(滞納)

第22条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1学期以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して退学処分を行うことができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 すでに納入された学生納付金は、日本の法律に則って返還することとする。[⇒返還規程\(準備中\)](#)

第6章 雜則

(学生証)

第24条 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、学生の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(寄宿舎)

第25条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第26条 本学に入学する学生は入学時に、本国からの健康診断書を提出しなければならない。また、来日後の在学生の健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(健康保険加入)

第27条 在留資格「留学」を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(忌引)

第28条 忌引の期間は、次のとおりとする。ただし、親族が海外にいる場合は()内の期間とする。

両親、兄弟	6日(14日)
祖父母	3日(10日)
その他の親族	1日(7日)

(細則)

第29条 本学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則： 本学則は、令和7年4月1日から施行する。

収容定員、 クラス数 変更理由書

イープラネット日本語学院 教育理念より

世界に於いて、国際的共生社会への発展が望まれる今日、日本の高度文化社会の根幹と云える教育環境理念、技能を生かし、広く社会有為の人材を育成し、日本は基より少子高齢化の進む世界で活躍し、各自それぞれの幸福と平和の為に活躍できる人間の養成の為に、基本となる日本語の習得から日本社会・文化の理解。

さらなる人材の育成のため、定員枠を拡大する。